

一般社団法人プリザーブドフラワー全国協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人プリザーブドフラワー全国協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 協議会の主たる事務所は、東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、全国での展示会、コンテスト及び研修会等を推進し、国内外にプリザーブドフラワーを宣揚することにより、プリザーブドフラワーの普及、技術の向上及び関係業界の振興を図り、もって我が国の芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- ① プリザーブドフラワーに関する展示会及びコンテスト等の開催
- ② プリザーブドフラワーに関する研修会及び講演会等の開催
- ③ プリザーブドフラワーに関する技術の向上のための審査基準の作成
- ④ プリザーブドフラワーに関する刊行物の発行及びインターネットによる情報発信
- ⑤ プリザーブドフラワーに関する資材等の情報収集及び提供
- ⑥ プリザーブドフラワーに関する調査及び研究
- ⑦ プリザーブドフラワーに関する国際交流の促進
- ⑧ その他目的を達するために必要な事業

(公 告)

第5条 協議会の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員等

(種 別)

第6条 協議会の会員は、次の各号に掲げるいずれかの者であつて、第3条の目的に賛同して入会した者とし、正会員、賛助会員、名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員（プリザーブドフラワーを实践する団体、企業）
- ② 賛助会員（プリザーブドフラワー又は関連資材を扱う企業等）
- ③ 名誉会員（協議会が要請する学識経験者その他）

- ④ 準会員（プリザーブドフラワーを仕事として実践する団体・個人等）
- ⑤ 個人会員（プリザーブドフラワーを実践する楽しむ個人）

（入 会）

第7条 協議会に加入しようとする者は、加入申込書を会長に提出して、会長の承認を受けなければならない。

（届 出）

第8条 会員は、その氏名及び住所（法人及び任意団体においては、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

（会員資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 第6条の各号に該当しなくなった者
- ② 退会したとき
- ③ 死亡し、又は解散したとき
- ④ 除名されたとき
- ⑤ 総社員の同意があったとき
- ⑥ 第12条に定める会費について支払義務の履行を一年以上怠り、その催告をうけたにも関わらず、相当期間内に支払を行わないとき。

（退 会・休 会・会員種別変更）

第10条 会員はいつでも退会・休会・会員種別変更をすることができる。但し年度末までに、書面をもって協議会に予告するものとする。

（除 名）

第11条 協議会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合において、協議会はその会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を書面をもって通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

- ① 協議会の定款その他の規則に違反したとき
- ② 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

（会 費）

第12条 会員は毎年度、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しない。

3 年度末までに退会届・休会届・会員種別変更届が提出されない場合は、次年度の年会費を納入しなければならない。

第3章 社員総会

(種類及び開催)

第13条 協議会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
- 3 臨時社員総会は、必要があるときに随時招集する。

(招 集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内の日を社員総会の日とする社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集をするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(Eメールによる通知も含む)をもって各社員に通知しなければならない。

(権 限)

第15条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び定款の定めた事項に限り、決議することができる。

(決議方法等)

- 第16条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開くことができない。
- 2 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。
 - 3 社員総会の議長は、総会において出席社員のうちから選出する。
 - 4 議長は、社員として社員総会の議決に加わることはできない。
 - 5 社員総会の議事は、法令又は第17条に規定する場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別決議事項)

第17条 次の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 定款の変更
- ② 協議会の解散
- ③ 会員の除名
- ④ 理事及び監事の解任

(書面等又は代理人による決議)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 代理人をもって議決権を行使する社員は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使した社員は、社員総会に出席したものと見なす。

第4章 役員等

(役員の数及び選任)

第19条 協議会は、次の役員を置く。

- ① 理事 8名以上25名以内
 - ② 監事 2人以内
 - ③ 理事会の決議により、理事のうち1名を代表理事と定め、代表理事を会長とする。
 - ④ 理事会の決議により、理事の中から、副会長3名以内を定めることができる。
- 2 理事及び監事は、社員（法人及び任意団体においてはその役員）の中から社員総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長等の職務)

第20条 会長は、協議会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 理事及び監事の解任は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬等)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事及び監事には、社員総会の決議により報酬を支払うことができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

第25条 協議会に、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第26条 協議会は、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 社員総会に付議すべき事項の決定
- ② 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- ③ その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- ④ 理事の職務の執行の監督
- ⑤ 会長、副会長の選定及び解職

(種類及び開催)

第28条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
 - ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - ④ 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - ⑤ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第29条 理事会は、前条第3項第5号の規定により監事が招集した場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(決議方法等)

第30条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開くことができない。(Web会議やテレビ会議での出席形態も含む)

2 理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に意義を述べたときはその限りではない。

(支部)

第31条 準会員、個人会員は、協議会の承認を得て各地域ごとの支部を設けることができる

2 支部の運営については、協議会が別に定める支部細則による。

第6章 常任委員会、専門委員会、事務局

(常任委員会、専門委員会)

第32条 協議会の事業を円滑に推進するため、理事会はその決議により、会長、副会長、**常任**理事等で構成する**常任委員会および定例会議**を置くことができる。

2 協議会の事業執行に当たり、その企画運営を効果的かつ効率的に行うため、理事会はその決議により、理事、会員及び学識経験者等で構成する専門委員会を置くことができる。

3 **常任委員会及び専門委員会および定例会議**の運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局)

第33条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び所要の職員若干名を置く。

3 事務局長は理事会において任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産)

第35条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 事業に伴う収入

⑤ その他の収入

(経費の支弁)

第 36 条 協議会の運営に要する経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 37 条 資産の管理の方法は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに協議会の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 会長は、毎事業年度終了後、協議会の事業報告及び計算書類並びにその附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を受けなければならない。

第 8 章 補 則

(委 任)

第 40 条 この定款に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 附 則

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2 この法人の最初の代表理事は畑中孝晴とする。

3 この定款は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

4 この定款の変更は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

5 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。

6 この定款の変更は、令和 8 年 5 月 26 日から施行する。